

井伊直弼と 開国150年祭

Li Naosuke - Gateway to the future

参加者募集

彦根歴史フォーラム 「幕末維新を生き抜いた彦根藩」

『新修彦根市史』(第三巻 通史編 近代)の刊行を記念して、大老井伊直弼の政治、直弼没後の彦根藩の動向を市史の執筆者が語ります。

日時 3月28日(土) 午後1時30分〜午後4時
場所 彦根城博物館能舞台 見所
内容 基調講演

演題 「大老井伊直弼の決意―通商条約調印と安政の大獄―」
講師 羽賀祥二さん(名古屋大学教授)
パネルディスカッション
市史編さん室の職員が聞き手になり、羽賀祥二さんと鈴木栄樹さん(京都薬科大学准教授)に、井伊直弼没

後の彦根藩の動向や彦根藩を支えた人々について語っていただきます。

参加費 博物館への入館は無料ですが、資料代(100円程度)が必要です。

定員 110人(先着順)

申込開始日 3月2日(月)

申込・問い合わせ先 教育委員会企画市史編さん室
☎27-35544番、FAX27-35544番

市民創造事業

募集中

城下町を歩こう

彦根ボランティアガイドの案内で、井伊直弼公ゆかりの地などをウォーキングし、先人の残された遺産を訪ねます。

日時 3月29日(日) 午後1時〜
集合 金亀児童公園 井伊直弼公銅像前

参加料 100円(傷害保険料)
募集 100人(先着順)

コース

①直弼ゆかりのコース 彦根城、玄宮楽々園、埋木舎 ほか

②花の生涯コース 長野義言屋敷跡、花しようぶ通り、けやき並木、足軽屋敷 ほか

③ご城下寺院拝観コース 天寧寺、清涼寺、龍潭寺、大洞弁財天、ほか

申込・問い合わせ先

先 彦根ボランティアガイド協会
☎22-6849番



▲10月と11月に行われた「城下町彦根を歩こう」で、彦根ボランティアガイドから、話を聞く参加者

平成20年度 彦根市中小企業者緊急 支援信用保証料補給制度

市 商 工 課

彦根市では、不況により売上などの減少を受けている中小企業者が、経営の安定を図るため緊急経済対策として、セーフティネット保証付き融資を利用した場合、滋賀県信用保証協会に対して支払う信用保証料の一部を補給する制度を実施します。

補給対象資金
▼平成20年10月31日以降に、中小企業信用保険法第2条第4項の規定に基づき、市町村長の認定を受けた保証協会の保証付融資であり、融資実行日が、平成20年10月31日から平成21年3月31日までの資金

補給対象者

▼市内に住所を有する個人または、市内に本社がある法人
▼融資にかかる信用保証料を納付していること
▼市税を完納していること

補給対象資金にかかる保証料の平均月額額の24月分に相当する額の2分の1以内。
借入期間が24月未満の場合

は、対象資金にかかる保証料の2分の1以内。ただし、補給対象となる融資額の上限は、3,000万円(2つ以上の融資がある場合は合算した額)とします。

※今回の補給金を受けたあと、2年以内に繰上償還などによって、信用保証料の返付を受けた場合は、返還された保証料のうち補給の割合に相当する額を返還していただきます。

必要書類 交付申請書、交付請求書、個人情報提供に関する同意書、融資等実行証明書、保証協会の発行する信用保証料計算書のコピー、市税の納税証明書

※融資等実行証明書は、金融機関で証明を受けてください。

申請期限 3月31日(火)
提出・問い合わせ先 市商工課
☎22-1411番(内線328)、FAX24-9676番

滋賀県屋外広告物の許可権者が変わります

市都市計画課

地方分権の推進の一環として、滋賀県屋外広告物の許可権限が、4月1日より知事から市長へ移譲され、事務処理を彦根市が行うことになりました。
問い合わせ先 市都市計画課

差し押えた土地を 公売します

市 納 税 課

彦根市では、市税の滞納処分のため差し押えた土地を、入札によって売却(公売)します。

公売日時 3月18日(水) 午後2時

場所 市役所 別館2A会議室

公売土地 左の表のとおり
※公売財産については、公売を中止する場合があります。

問い合わせ先 市納税課
☎30-6124番、FAX22-3052番

公売物件情報	
所在	彦根市川瀬馬場町字瀬違1101番
地目	雑種地
地積	2,641㎡(公簿による)
見積価額	45,600,000円
公売保証金	4,560,000円

春の火災予防運動 3月1日〜7日 火のしまっ 君がしなくて 誰がする

住宅防火のしるしを守る 3つの習慣・4つの対策

昨年、彦根市消防本部管内(彦根市・犬上郡三町)で、火災の原因を見ると、放火・放火の疑いが最も多くなっています。次に、たばこ、こんろやストーブなどとなっています。

- 3つの習慣
- ①寝たばこはしない。
 - ②ストーブは、燃えやすいものから離して使う。
 - ③ガスこんろなどから、火をつけたまま離れない。
- 4つの対策
- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
 - ②寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
 - ③火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器などを設置する。
 - ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣り近所の協力体制を作る。

家のまわりに燃えやすいものを置かない、夜間は門灯をつけるなど、各家庭の取り組みはもろろのことですが、地域が一体となって放火対策に取り組ましよう。

昨年は管内において、住宅用火災警報器があったため、火災を早期に発見できた事例もありました。住宅用火災警報器をまだ設置していない家庭は、早期に設置しましょう。

問い合わせ先 市消防本部
予防課 ☎22-0332番、FAX22-9427番